

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

(令和6年10月～令和7年9月)

関東自動車株式会社は、輸送の安全を確保することが最も重要であることを自覚し、以下の通り全社員が一丸となって、絶えず輸送の安全性の向上に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、全社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan,Do,Check,Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する重点施策

前項1の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施します。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。
- (6) グループ会社が密接に協力し、輸送の安全性の向上に努めます。

3. 輸送の安全に関する目標及び目標に対する達成状況

- (1) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故

		人身事故	物損事故	健康起因	車両故障
令和5年度 令和5年10月1日～令和6年9月30日	目標	0件	0件	0件	0件
	実績	1件	0件	0件	17件
令和6年度 令和6年10月1日～令和7年9月30日	目標	0件	0件	0件	0件

(2) 当社独自基準による有責事故

		人身事故	物損事故
令和5年度 令和5年10月1日～令和6年9月30日	目標	0件	60件
	実績	23件	96件
令和6年度 令和6年10月1日～令和7年9月30日	目標	0件	60件

※当社独自基準による有責事故の定義

- 自動車事故報告規則第2条に基づく事故以外のもので、当方の過失割合が0%以外の事故全てを含む。
- 人身事故は、1回以上の病院で診察を受けたものを含む。
- 物損事故は、営業所・車庫内の軽微な単独事故も含む。

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

	人身事故	物損事故	健康起因	車両故障
令和3年度 令和3年10月1日～令和4年9月30日	0件	0件	0件	25件
令和4年度 令和4年10月1日～令和5年9月30日	1件	0件	0件	9件
令和5年度 令和5年10月1日～令和6年9月30日	1件	0件	0件	17件

5. 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成すべく、次の通り輸送の安全に関する計画を作成します。

(1) 運転士教育計画

- ①年間教育を作成するに当たっては、過去の事故の発生状況・過去の計画の実施状況を踏まえ、現場の声を汲み上げて、事業所単位で参加型の運転士教育を実施します。
- ②ヒヤリ・ハット情報の収集と共有化に努め、全運転士教育時にはドライブレコーダーの映像を活用します。
- ③運行管理者及び補助者については、定期的に外部機関での講習を受講させ、運行管理者の責務や法令、輸送の安全確保に関する知識を習得させるとともに、厳正な点呼執行のための研修会を実施します。
- ④独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)の適性診断を年度計画に基づき受診させ、また健康診断の結果を有効に活用した乗務員の個別指導を更に充実させます。
一定の年齢の運転士に対しては、3年に一度実施している運転適齢診断を、年1回実施します。
- ⑤乗合・高速・貸切バス運転教習や積雪・凍結時走行教習等、実践的な教習を継続的に実施し、運転技術の向上を図ります。
- ⑥加害人身事故、損害額の大きい加害物件事故を起こした事故惹起者に対して特別教育を実施し、運転技術の向上を図ります。
- ⑦エコドライブ強化月間を設定して、エコドライブの実践に向けた研修会を実施します。
- ⑧車内事故防止のため、乗客の着座完了確認を運転士に徹底させるための教育を実施します。
- ⑨車内事故防止のため、肉声での車内アナウンスを運転士に行わせるための教育を実施します。

(2) 健康管理対策

- ① 定期健康診断の完全実施、及び産業医による心身の健康相談を実施します。
- ② 全運転士に対し、脳ドックの計画的な受診を実施します。
- ③ 全運転士に対し、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の検査を計画的に実施し、治療の経過等も追跡して把握するよう実施します。
- ④ 一定の年齢の運転士に対し、定期健康診断を年2回実施します。

(3) 設備投資

- ① 全保有車両の整備状況を再点検し、計画・予防整備に対する取り組みを強化します。
- ② ドライブレコーダーは、平成29年度に更に高性能な最新機器に全車両更新済み。
- ③ デジタルタコグラフは、運行状況の記録と乗務員指導に活用するため、全車両に導入済み。
- ④ 高速バス・貸切バスの新規購入車については、先進安全自動車(ASV)を導入します。

(4) 安全運動

ア) 輸送の安全運動を下記①～④のとおり年4回行い、輸送の安全性向上に努めます。

- ① 春の全国交通安全運動(4月中旬)
- ② 夏季の輸送安全総点検(8月上旬)
- ③ 秋の全国交通安全運動(9月下旬)
- ④ 年末年始の輸送安全総点検(12月中旬～翌年1月上旬)

①～④の期間中、停留所にて乗客の安全確保を目的とした街頭指導を実施

イ) 事故・災害等に関する報告・連絡体制の確認訓練の実施

(5) 社長と「各種委員会」「各種会議体」との連携強化

ア) 社長は「各種委員会」「各種会議体」から定期的・継続的な報告を受け運輸安全マネジメントの推進状況を掌握し適切な指示をします。

イ) 「運輸安全マネジメント」内部監査チームによる定例的な業務部門監査体制を強化維持します。

ウ) 運輸安全委員会は運輸安全マネジメントの徹底を図ることを目的に、各種委員会の活動状況を包括的に取り纏めます。

エ) 各種委員会・各種会議体

「委員会」

- ① 運輸安全委員会
- ② 本社事故防止対策委員会
- ③ 営業所事故防止対策委員会
- ④ コンプライアンス委員会
- ⑤ 安全衛生委員会
- ⑥ 「運輸安全マネジメント」内部監査チーム

「会議体」

- ① 本社幹部・営業所長会議
- ② 管理者事故防止会議
- ③ 営業所会議

6. 輸送の安全にかかわる教育、及び研修の実施状況

(1) 初任運転者教育

①路線バス【大型路線バスタイプ使用】

机上教育・・・国土交通省が定める指導及び監督の指針に基づく教育、及び就業規則・服務規程・事業説明・ドライブレコーダー映像を活用した事故防止教育、運賃箱車載機器説明 等

(指導員：運輸安全部署員) (4日間、計約30時間)

実技教育・・・①バスの構造説明、日常点検の説明・実施、タイヤチェーン脱着訓練

(指導員：整備社担当) (1日間、計7時間30分)

②車庫入れ、オーバーハング、坂道発進、急制動訓練及び教育

(指導員：運輸安全部署員) (1日間、計5時間)

③基本走行訓練(清原工業団地内コース)、及びワンマン機器操作訓練・接客訓練

(指導員：運輸安全部署員) (7日間、計約50時間)

④実路線走行訓練

(指導員：路線バス指導運転士) (約1か月間、計約150時間)

②貸切バス【大型貸切バスタイプ使用】

机上教育・・・国土交通省が定める指導及び監督の指針に基づく教育、及び貸切バス業務の心得 等

(指導員：運輸安全部署員・貸切バス部署員) (2日間、計約15時間)

実技教育・・・栃木県内一般道走行、高速道路走行、成田空港・羽田空港・東京ディズニーランドルート確認、日光市内ルート確認、いろは坂走行 等

(指導員：運輸安全部署員、貸切バス指導運転士)

(4日間、計約24時間)

(2) 全運転士対象巡回教育

3月～4月、11月～12月の年2回、運輸安全部署員が全営業所及び車庫に赴き、当社の事故の現状(数値化したもの)を説明し、ヒヤリ・ハット映像・事故映像を基に事故原因・再発防止について討議する。

(3) 自動車教習所施設を使用した基本走行訓練

2月～3月、8月～9月の年2回、入社3年未満者又は事故惹起者に対し、自動車教習所コースを使用した走行訓練を実施する。

路端発車、隘路、縦列駐車、S字走行、車庫入れ 等

(4) 運輸安全マネジメントセミナーの受講

安全統括管理者、運輸安全部署員が定期的に受講する。

7. 輸送の安全にかかわる内部監査および改善措置

- (1) 平成20年9月1日付けにて、「運輸安全マネジメント」輸送の安全に関する内部監査・手順書を制定し、輸送に係わる安全管理体制に対しての監査体制を確立しました。
- (2) 安全統括管理者が自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも各営業所毎年1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を行います。
- (3) また、重大事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他に必要と認められる場合には、緊急に輸送安全に関する内部監査を行います。
- (4) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに社長に報告するとともに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じます。

8. 輸送の安全性に関する予定額及び実績額

輸送の安全性向上を目的として取り組む「投資額、費用等（新車及び代替車購入、点検整備費、安全装置の設備など）」を金額に示すと、次のとおりとなります。

令和5年度予定	604百万円	令和5年度実績額	763百万円
令和6年度予定	1,957百万円		

9. 安全統括管理者

関東自動車株式会社 運輸安全部 部長 小久保 宏幸

10. 安全管理規程

別紙、当社「安全管理規程」のとおりです。

11. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別紙のとおり

12. 事故、災害等に関する報告連絡体制

別紙のとおり

以上